

一、議長（石川信義君） 日機第三契約締結同意方について議案第六号と
議題に供します。 事務局長として議案の朗読をなさいます。

（所用議案事務局長朗読） 省略

一、議長（石川信義君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役（川谷金吉君） 議案第六号契約締結同意方について説明申しておきます。
そのととのとありませうか。それは水道拡張事業にとりまうところのA
地区、すなわち大字福徳に於ける工事でございます。こゝに於ける規模
といへば、これは七十五総管が九十七・七米、百総管が二百百六十八米
という結構に於てあるわけでありませうか。この設置場所は別表にもあり
ますように、加美地区の農林省の食糧事務所を通り、そのから新堤橋か
ら第四小学校に向う新道でございます。さらに第四小学校の用水西側と
なり、砂利道を通る村尾さんの所までと、又岩本橋の補助道七号線か
ら村尾田即ち人の所を通り、宿橋にある所と、さらに都道十号線の手



から長沢を通り、第一小学校の北側にある線、宿橋から昔の郵便局前と
通り、小学校の西側まで、その基本で長沢の工と下を結んであります。又珠
沢さんから裏道に入り、村田さんの所をわけくろ所でございます。それから
七十五総管が九十七・七米、百総管が二百百六十八米、そのうち
消火栓と七カ所設置するところとでございます。二月の十三日に八社
によりまして入札を行いましたところ、管野設備工業が落札し、仮契約
を結んでおられるので、この工期は三月末と目まふところであるのでございま
す。次にその中でござりまするが、これは現在第一浄水場に昭和十八年に
設置のレオレ大在原式の用水ポンプがござりまするが、効率が悪いの能力が
落ちてきて、以前には八トン位であったのが最近では六トン位しかあかぬい
というところで、ポンプにさうな二トンという差がある。今後の運用にあつ
てさういう優越をいふもので、本来記載のように今回水中モーターポンプ
にしたいというところがあります。その水中モーターポンプは第一浄水場を

のさうな金額をいふ取付けの効力のさうなもので、神妙に成績が良く故障がほとんどないといふことであらう。その水圧を購入しようとするものがある。この構造がさうなもので、三馬力の外径が三百四十二センチ、長さが一メートル七センチといふもので、これを取付けられ、暖房におり、千三百トン位の用がござる能力をもつてあり、私も千トン位を予定しておりました。過日厚生委員会におきまして、ご相談用にあつたところ、これが一番良いので、さうなもので、意見が一致し、二回の見積りを取り、さうなところ、予定金額以下の八十四万円で購入がござるという段階になり、さうなもので、ここに同意の方をお願いするわけであつたので、契約は三月十五日に仮契約を結ぶ。期日は三月十五日とつてあります。その二つについては、落札金額が三百五十三万円、管野設備工業さんが落札したので、さうなことを付け加へさせておきます。以上の二件について、さうして、ご審議を願ひたい。ご同意賜りますよう、お願い申す。

しあやます。

一議長（石川信義君）　さういふ質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　さういふ質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第六号は、原案とあり決するに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。さうして、議案第六号は、

原案とあり可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第四の契約締結同意方について、議案第七号と議題に供します。事務局長をして朗読いたさせます。

（町田議金事務局長朗読）　省略

一議長（石川信義君）　理事者から、提案理由の説明を求めます。

一、助役川盛金吾君

議案第七号の歸結同意方について説明

申しあげたいと存じます。本県は、それにも今回、能川地区に排水路を
設け、それにも方角と三つう、鉄道横断の排水管を設けろといふもので

どうしても青銅線と吾市線の下を通山なげめならなといふこと

青柳線の方は内径六粒と函米六十、五目市線につりとは内径八百

尾の長さ九米とすそは、その里鼓するわけを、この里鼓か、
 この里鼓か、

之是来也。故自今存此。上之。又。乃。子。分。又。乃。上。事。乃。自。今。入。之。云。

公御書に今迄に所書せしを録するに廿三書一書は後記に
 有るを以て録せしむ

金に金庫の指定書による
 田舎随愛契の正照人長いのくはたか

かうかといふ方、説が鐵道からあり、
鐵道の指定業者、五粒にふつて

一月十日に足積り便紙をとり次とて、白崎建設株式会社が七十九万五千

月で落れたわけがズリです。
この工期は二月五日とちるおり

すして、その七十九万五千坪の内、~~六~~五万坪を甲種、~~一~~二万坪を乙種、~~一~~二万坪を丙種に分け、

早五万、
五市原分
三万五千、
合共七十九万五千以上

福生町議会

とありますのでさうしてご審議のほどお願ひします。

一、議長(河信義君)

ニハナリ復疑を行ハナ。

「興議」と呼ぶ有り

一、議長、副議長、議員、

二六に之懷疑を融解します。

おはかりいしませ。議案第七号は原案どおり決す方と之を異議ありとせん

1

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、議長石川信義君

異議なしと認め奉る。さうして議案第七号は原案

とわり可疎いとした。

一、議長、石川信義君、

日程第五 契約締結同意文に付く議案第八号七議案

に供す。事務局長をして議米の朗読をいささせす。

(町田議會事務局長朗讀) 省略

一、議長石川信義君

理學者から授業理窟の説明を求む。

一、助役の現金書留 議案第八号の契約締結同意書について説明申しあげ
ます。そのついで山王橋の架替工事のご様子です。ご承知のように山王橋
は補助道三ヶ線にあるので、補助道三ヶ線を舗装を一部やつてあります。が
本年はその舗装と同時に橋も架替えたいということとで、都にも補助道
舗装していただく予定です。ついでに山王橋も架替え
たい方がよいということから、補助道を舗装する、橋も架替えろか、コン
クリートと接合したところ、結果的には橋を架替えろかということになつた次第
でございます。この工事は、鉄筋をもつてやるわけですが、コンクリートと
鉄筋と結合特殊なものがあり、そういう機械が近頃はないうえ、東京都
の送込で、鉄筋がどうというので、その一とこの二というふうに別けて提出した
次第でございます。その一は橋台と基礎、鉄筋が六メートル、コンクリ
ートが五、八メートル、その上に床版工をし、この鉄筋が五メートル、コン
クリートが十八、七メートルということとでございまして、二月十九日、七社によつ

て入札を行ひましたところ百十名の方で株式会社葛田組が落札したわけでご
うです。この工期は三月十五日までとなっております。その二でござい
ます。これは鉄筋の橋脚工事でございます。長さが一メートル、これは四
本、重量が六トン、ということになりました。これは東京の有償で
会社の見積り合せをいたしまして、この百十名の方で、葛田建設工業
株式会社が落札し、二月十五日に仮契約を結んでおり、この工期も三月
十五日までとなっております。以上ごうとうとご審議の上
ご可決の旨をお願い申し上げます。

一、議長（石川信義君） 二、より質疑を行います。

（異議なしと時を看あり）

一、議長（石川信義君） 二、より質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第八号は原案どおり決すかにご異議
ありませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君） 諸君、異議なしと認めます。さうして議案第九号は原案どおり可決いたします。

一議長（石川信義君） 次の議案第九号は私と関係がありますので副議長と交替させていただきます。

（議長石川信義君降壇、副議長渡井明君登壇）

一副議長（渡井明君） 議長と交替し私が議事進行者といたします。さうして協力などはお願い申し上げます。

日程第九号附受領について議案第九号と議題に役します。事務局長として議案の朗読させていただきます。

（町田議事事務局長朗読） 省略

一副議長（渡井明君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（森田俊夫君） 議案第九号「寄附受領について」の説明申し上げます。

福生 elementary school におきましては、過日町を十周年を迎え、地元におかれましては創立の協賛会を設けたい、さうして事業をやりたい、だからとでは皆さんご承知のとおりであり、この大い協賛会の会長さんから本家のような物品、金額に比べても大方相当の寄附があり、それとこれとあり、たくさんこれにしたいと思っております。さうしてお願い申し上げます。

一副議長（渡井明君） これより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一副議長（渡井明君） これにて質疑を終結いたします。

おひかりいたします。議案第九号は原案どおり決すから、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一副議長（渡井明君） 異議なしと認めます。さうして議案第九号は原

果しおりの可決ハスレシム。

一、副議長（渡井明君）

このまゝ暫時休憩いたします。

午前十時六分休憩

午前十時二十分開議

一、議長（石川信義君）

休憩前に引き続き会議を用います。

是程第七号附受領について議案第十号を議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

（町田議会議務局長朗読） 省略

一、議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役（後崎俊夫君）

議案第十号「寄附受領について」の説明申しあげます。この度福生第二小学校のP・T・A会長三人から本東地区のような寄附の願ひがござりまします。これをありがたく思うべしうきとに思ひ、来永く学校用として使用のべしうきと思ひ

ます。このまゝとお願い申し上げます。

一、議長（石川信義君）

これより質疑を行います。

一、十八番町村松一君

P・T・Aという性格はあくまで学校後援会としての

団体ではないんかという。過去の性格を変えたいような物で、お花してやるんが、実際の状態はやはりいろいろな福生後援会の団体となり、特に寄附行為等が明かりです。しかしては一般町民が学校に児童を送るおき、父兄の教育に対する関心度が高いといふことあり。お天までさういふことに批判はしなれないんが、これの昨今になりおしるさうにP・T・Aに對して、社会教育団体の性格に斯様させたい。P・T・A本来の次を失してしまふといふような反省の事が残るが、今後も寄附等が行なふものと思ふが、これらそのつど寄附受領について議決したいわけあります。参事者にお聞きしたい。そのべしうきものは



学校別に寄附品目が一目瞭然にわかるようにしてあげようか。
又P.T.A.の寄附も後援団体ではないんだとはつきりふたつが別が
きつるものはないかと思ふ。そのとおり。そのほか五から七理学科
は予算編成上からも必要とするものではないかと思ふ。その
で、今後はそういう点もよく考慮して予算を組んでもら
うかと思ふ。

一 教養長 橋本兵五郎君 一般町民各位も学校に与する関係が年
ごとになくなり、それとともに学校の備品寄附をいかに増やすか
誠にありがたく感謝する。その点、この間、いろいろと
校の寄附についてお話しは、はつきりとおのり備品を帳成
そのまゝ、春附にこの品目もはつきりわかるように整理してあります。
一 議長 石川信義君 以上の書類を整理してあります。
おわかりですか。議案第百一十号は原案どおり決すかに、異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一 議長 石川信義君 異議なしと決ります。さうで議案第百一十号は
原案どおり決することになり決す。決す。

一 議長 石川信義君 日経第八種新職員定数案例の一部を改正す
る案例について議案第百一十号と議題に供します。事務局長をして
議案の説明をしていただきます。

（町議会議事録局長説明） 省略

一 議長 石川信義君 事務局から提案理由の説明を求めます。

一 助役 篠崎俊夫君 議案第百一十号 新職員定数案例の一部改正
について説明申し上げます。現行案例で規定してあり

る新職員の定数は昨年の三月に議決されたわけですが、その
で、現在は職員員五十五人が町職員の定数になつておるわけであり

ひ、新年夜から現在事務職員として入つてゐるもののうち、正規職員にしなければならぬものか、七人位はござります。は、お今後、町発展に即ちいたして、特に現在学校の卒業期を迎え、近々職員の新規採用も行なひなければならぬ事情から、この際第一條の条文整理を行いますとともに、第三條におきまして職員の定数を現在の百三十五人から四十五名増の百七十八人に改正いたしたく、本案を提出申し上げた次第でございます。慎重に審議をいたし、さして原案とありご可決あらんことをお願ひ申しあげます。

一議長「石川信義君」　こゝより質疑を行います。

一十番「山下幸三君」　本件に關しおしては、福生町の現状はほとんどの発展にともなう職員の増加を要する、理事者自体といたして、非常にその数を減さなければならぬ実情になつてゐると思ひます。又、現下の増築から、町の建物等、分括した事務所を

処理といふことから、不合理な点がある、事務もやりにくい面がある、職員の増も見受けられる、ではなかろうかと考えますが、しかし予算全体からいへば、職員の割合は、大さなものと比べて、むしろ少ない、今後、こうした条改正の際には、立派な、優秀な職員を採用する、十分その点、注意をはらし、町民が納得するよう、線にもつて、いかにしなければならぬと、考えます。全国的に、さういふ、しかに、急速に発展して、市町村を、みましても、職員数が、非常に増加して、おりますが、しかし、現在は、選挙、計算器等の採用による、ある程度、職員を、抑えて、いく、ようになつてゐる、か、全国の情勢、の、よう、です、が、今後の職員の増員、については、町民から、批判、が、お、ない、よう、十分、考え、つ、て、い、た、さ、い、と、思、ひ、ま、す。

一十番「大久保一郎君」　ただ、その上、議員さん、の、ご、意見、が、も、つ、て、も、た、と、思、ひ、ま、す。提案、理由、の中、にも、あり、お、し、え、と、あり、百三十五名、から、百

いり、其の主旨は予るまいかなげらばならないという。未だから、今日の増員中、七人程度は現在の臨時職員であり、これを正規職員にするかと、うそとありまして、実質的にはみな新しいわけ、従つて今後審議会等でお願ひし、それ以外の三々如き臨時といふものと、次第でござります。又事務改善につきましては事務改善条例規程といふものを設けまして、職員に対して事務改善の意欲を向上せよといふことで、現在やるべき次第でござります。

一十番 大久保一郎君 住民のら復旧を受け、又町に十分説明がなされるようにしておかなければならないが、今後十分献身のいふような説明を是非お願ひいたしておきます。

一十一番 山下幸三君 奥運のすか、住民の代表者として町長に復旧申しあげたいと思ふが、最近町の事務が複雑化し、その取扱ひが町民に對し親しみのないといふ事が出ており、そのいふ

点から管理職の方々は適切な指導をし、気持の良い窓口がござるよう町民と役場との接触を作るべきだといふことを特にお願いしておきます。

一十八番 田村祐二君 直接関係ないが、町内に流す国費税について、各所管の部長さん、課長とよく印刷されておるものと思ふが、非常に読みにくい字で国費税が出ておるものあり、事務取扱上その人による能力も違ひがなかむかしいと思ふが、その点も管理職である課長、あるいは係長が部本と十分連絡し、あまり読みにくいような国費税を流さぬようにして頂くようお願いいたします。

一議長 石所信義君 いろいろ質疑を聴いていただきます。おはかりいたします。議案第十号は原案どおり決すから、異議ありませんか。